

鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程教育研究活動助成要項

平成22年7月20日制定

(目的)

1. この要項は、経済的理由のため修学が困難な博士後期課程の私費外国人留学生について、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）の一部を給付することにより修学助成を図り、もって博士後期課程の学生確保と優秀な人材育成に資することを目的とする。

(財源)

2. 財源は、次のとおりとする。

- (1) 工学部創設20周年及び30周年記念事業会から付託された教育研究活動助成基金からの工学部奨学寄附金（以下「寄附金」という。）

- (2) その他本要項の目的に沿った寄附金

（授業料等の給付額、給付方法及び給付人数）

3. 授業料等の給付額は次のとおりとする。

- (1) 入学料 本学に入学料免除申請を行い、不許可となった納入額

- (2) 授業料 本学に授業料免除申請を行い、不許可となった納入額。ただし、鳥取大学学生等の授業料その他の費用の額及びその徴収方法を定める規則（平成16年鳥取大学規則第70号）に定める各期の授業料の半額を超えない額とする。

4. 授業料等の給付方法は、寄附金から大学へ振替納入することにより、大学が当該私費外国人留学生に代わって受領するものとする。なお、授業料免除申請が全額不許可となった場合の振替納入は、当該私費外国人留学生が支払うべき授業料を納入するときに行うものとする。

5. 授業料等の給付人数は、同一入学年度において原則として3人を上限とする。

(入学料給付要件)

6. 入学料の給付要件は次のとおりとする。

- (1) 学業優秀と認め、専攻長が推薦する者

- (2) 外国政府派遣留学生その他の留学生で、他から納入すべき入学料相当の支援を受ける留学生については、給付を行わない。

(授業料給付要件)

7. 授業料の給付要件は次のとおりとする。

- (1) 学業優秀と認め、専攻長が推薦する者

- (2) 外国政府派遣留学生その他の留学生で、他から納入すべき授業料相当の支援を受ける留学生については、給付を行わない。

(3) 懲戒処分を受けた者は、次期以降の給付を行わない。ただし、各期の納付期限までに懲戒処分を受けた者は、当該期以降の給付を行わない。

(4) 病気等により、授業料納付期限後にやむを得ず休学する場合のその期の授業料については給付する。

(授業料給付期間)

8. 授業料の給付期間は、入学後2年間を上限とする。ただし、休学期間を除く。

(授業料等給付申請手続き)

9. 本要項に基づく入学料給付申請又は授業料給付申請を行う私費外国人留学生は、学長へ授業料等の免除申請を行う際、併せて別紙1の入学料給付申請書又は授業料給付申請書を所属の専攻長へ提出するものとする。

(授業料等受給者の選考)

10. 授業料等受給者の選考は、入学時及び入学後1年経過時に別紙1により専攻長から提出された推薦書に基づき、研究科長及び副研究科長が決定し、工学研究科代議員会に報告するものとする。

(その他)

11. この要項に定めるもののほか、教育研究活動活動助成に関し必要な事項は、研究科長及び副研究科長が決定し、工学研究科代議員会に報告するものとする。

附 則

1 この要項は、平成22年7月20日から施行し、平成22年10月以降に新たに博士後期課程に入学する者から適用する。

2 この要項は、平成25年度入学生を募集する際に、博士後期課程の学生充足状況、留学生入学状況、当該財源状況等を勘案し見直すものとする。

第9項関係（私費外国人留学生提出）

入学料給付申請書

平成〇年〇月〇日

工学研究科長 殿（〇〇専攻長経由）

氏 名

私は、〇〇専攻〇〇講座へ平成〇〇年〇月に入学するに当たり、入学料を支払うことが困難であるため、鳥取大学長へ入学料免除申請を行いました。

全額免除が認められなかった場合、入学料を支払うことが困難ですので、鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程教育研究活動助成要項に基づく入学料給付をお願いしたく本申請書を提出します。

授業料給付申請書

平成〇年〇月〇日

工学研究科長 殿（〇〇専攻長経由）

学生番号

氏 名

私は、平成〇〇年度①前・②後期分授業料を支払うことが困難であるため、鳥取大学長へ授業料免除申請を行いました。

全額免除が認められなかった場合、授業料を支払うことが困難ですので、鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程教育研究活動助成要項に基づく授業料給付をお願いしたく本申請書を提出します。

第 10 項関係（専攻長提出）

推 薦 書
(授業料等受給者の選考)

平成〇年〇月〇日

工学研究科長 殿

〇〇専攻長
氏 名

鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程教育研究活動助成要項に基づく授業料等給付申請を行った下記の者は、経済的に支払いが困難であることが認められ、かつ、学業優秀と認められるので、平成〇年〇月以降 1 年間の授業料等受給者として推薦します。

記

学生番号

氏 名

推薦理由